

船舶による気象及び水象の観測成果の報告

気象業務法

1. 案内情報

- 手続名 : 船舶による気象及び水象の観測成果の報告
手続根拠 : 気象業務法第7条第2項
気象業務法施行規則第5条
手続対象者 : 気象業務法施行規則第4条により気象及び水象の観測を行った船舶
提出時期 : 1) 航海終了の日（国際航海に従事する船舶にあっては、外国の港から最初に本邦の港に到達した日）から10日以内。
2) 上記に加えて、気象業務法施行規則第5条第1項に該当する船舶は観測直後にも無線通信で報告。
提出方法 : 気象庁に「船舶気象観測表」と返送用封筒（料金受取人払）を請求し、観測後これに記入のうえ、気象庁地球環境・海洋部海洋気象課海洋気象情報室宛に郵送してください。（請求は提出先をお願いします）
前項2)の観測直後の報告は船舶気象報として送信してください。
手数料 : 無し（郵送料についても気象庁負担）
添付書類 : 無し
提出様式 : 航海後の報告は船舶気象観測表を定める等の告示（昭和56年10月17日気象庁告示第5号）で定めた様式の船舶気象観測表
観測直後の船舶気象報は船舶気象報規則（昭和30年9月30日運輸省告示第520号）による無線通信
（詳しくは提出先にお問い合わせください）
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 気象庁地球環境・海洋部海洋気象課海洋気象情報室
電話 03 3212 8341（内線5123）
受付時間 : 提出先にお問い合わせください（船舶気象報は随時受付）
相談窓口 : 上記提出先のほか、
- | | | | |
|----------------------|-----|------|------|
| 横浜地方気象台（港湾気象官） | 045 | 621 | 1991 |
| 名古屋地方気象台（港湾気象官） | 052 | 752 | 6364 |
| 神戸地方気象台（港湾気象官） | 078 | 222 | 8918 |
| 札幌管区気象台気象防災部地球環境・海洋課 | 011 | 611 | 6174 |
| 仙台管区気象台気象防災部地球環境・海洋課 | 022 | 297 | 8107 |
| 大阪管区気象台気象防災部地球環境・海洋課 | 06 | 6949 | 6160 |
| 福岡管区気象台気象防災部地球環境・海洋課 | 092 | 725 | 3613 |
| 沖縄気象台地球環境・海洋課 | 098 | 833 | 4065 |

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -